

気仙沼市内発掘調査報告書 8

国庫補助対象事業に伴う発掘調査
(令和 5 ・ 6 年度)

2 0 2 5

気仙沼市教育委員会

気仙沼市内発掘調査報告書 8

国庫補助対象事業に伴う発掘調査
(令和 5 ・ 6 年度)

2 0 2 5

気仙沼市教育委員会

刊行にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）から、まもなく 15 年の歳月が経過しようとしております。

本市では、平成 30 年 2 月に「第 2 次気仙沼市総合計画」を策定し、その基本構想に沿ったまちづくりを推進してまいりました。計画期間は令和 8 年度までの 10 年間で、令和 2 年度までの 4 年間を前期、令和 3 年度から 8 年度までの 6 年間を後期として、文化面では「文化芸術の振興と地域文化の継承」を目標として事業を進めてきました。埋蔵文化財においては、前期期間は東日本大震災後に急増した発掘調査への対応が急務であり、宮城県教育委員会や全国の自治体から派遣いただいた職員の協力や任期付職員を採用するなどにより、発掘調査及び整理作業の円滑化を図ってまいりました。

令和 3 年度からの後期期間に入ると、復興事業に伴う市内の発掘調査件数は 0 件となりました。通常の開発行為に伴う緊急調査件数も年間 10 件前後で推移しており、埋蔵文化財発掘調査事業から見ると、震災後急増していた様々な開発も落ち着きを見せてきているように思います。

令和 7 年 11 月現在、10 年間にわたる「第 2 次気仙沼市総合計画」も仕上げの段階に差し掛かっておりますが、今後はこれまでの発掘調査から得られた成果を利活用した地域の歴史の普及・啓発を推進し、地域文化の継承という観点から、持続可能な社会の構築を目指してまいりたいと考えております。

本書は、令和 5 年度及び 6 年度に行った発掘調査のうち、国宝重要文化財保存・活用事業費補助金（国庫補助金）対象事業として実施した発掘調査の成果についてまとめたものです。発掘調査により得られた貴重な成果が、市民の皆さまをはじめ多くの方々に活用されるとともに、埋蔵文化財に対するご理解がますます深まりますようお願いいたします。

最後になりますが、遺跡の保護にご理解を示され、発掘調査に際して多大なるご協力をいただきました関係者の皆さまに対し、厚く御礼申し上げる次第であります。

令和 7 年 11 月

気仙沼市教育委員会

教育長 小山 淳

例 言

1. 本書は、気仙沼市が国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて、令和5年度及び6年度に実施した埋蔵文化財発掘調査の報告書である。
2. 発掘調査は気仙沼市教育委員会教育部生涯学習課が実施した。
3. 現地発掘調査における記録図面作成及び写真撮影は、調査担当者が行った。
4. 本書の執筆・編集、挿図作成、遺物の写真撮影は、令和7年度に熊谷満が行った。
5. 調査に関する諸記録類及び出土遺物は、全て気仙沼市教育委員会が保管している。
6. 発掘調査から報告書の作成に至るまで、次の方々や諸機関からご指導・ご協力を賜った。

記して感謝する次第である。(五十音順 敬省略)

- ・株式会社大島造園
- ・株式会社小松工業
- ・公益社団法人気仙沼市シルバー人材センター
- ・宮城県教育庁文化財課 熊谷亮介、佐藤渉
- ・本吉町森林組合

凡 例

1. 調査回数 ・調査回数は、各年度ごとに第1次から順に付した。
 - ・本年度調査件数が1件のみの遺跡については、本文およびキャプション等において調査回数を省略して記載した。
2. 挿 図 ・各遺跡の調査地点位置図及び調査区配置図には、国土交通省国土地理院電子地形図 25000 を使用した。
 - ・平成14年4月1日の測量法の改正に従い、本書で示す座標は世界測地系（平面直角座標系第X系）に基づき、方位標は真北を指す。
 - ・縮尺は、挿図ごとに示した。
 - ・土色の記述は、小山正忠・竹原秀雄編・著『新版標準土色帖』第34版（2011年発行）に倣っている。

目 次

刊行にあたって

例 言

凡 例

本 文 目 次

第1章 地理的・歴史的環境	1
1. 地理的環境	1
2. 歴史的環境	1
第2章 令和5・6年度の調査	6
1. 概要	6
(1) 基本方針	6
(2) 調査概要	6
2. 調査体制	6
第3章 谷地館跡	8
1. 遺跡の概要	8
2. 調査に至る経緯	8
3. 調査の概要と成果	9
4. まとめ	10
第4章 海蔵寺遺跡	11
1. 遺跡の概要	11
2. 調査に至る経緯	11
3. 調査の概要と成果	12

4. まとめ	12
第5章 星谷遺跡	14
1. 遺跡の概要	14
2. 調査に至る経緯	14
3. 調査の概要と成果	15
4. まとめ	16
第6章 旭ヶ丘遺跡	20
1. 遺跡の概要	20
2. 調査に至る経緯	20
3. 調査の概要と成果	22
4. まとめ	22
第7章 津谷館跡	23
1. 遺跡の概要	23
2. 調査に至る経緯	24
3. 調査の概要と成果	25
4. まとめ	26

挿 図 目 次

第1図 気仙沼市位置図	1
第2図 気仙沼市遺跡地図	2
<谷地館跡>	
第3図 調査地点位置図	8
第4図 調査区配置図	9
<海蔵寺遺跡>	
第5図 調査地点位置図	11
第6図 調査区配置図	12
<星谷遺跡>	
第7図 調査地点位置図	14

第8図 調査区配置図	15
第9図 出土遺物	16
<旭ヶ丘遺跡>	
第10図 調査地点位置図	20
第11図 調査区配置図	21
<津谷館跡>	
第12図 調査地点位置図	23
第13図 調査区配置図	25
第14図 堀跡断面図	26

目 次

第1表	市内遺跡一覧(1)〔縄文時代の貝塚〕・4	第4表	令和5年度発掘調査一覧・・・7
第2表	市内遺跡一覧(2)〔中世城館跡〕・・・4	第5表	令和6年度発掘調査一覧・・・7
第3表	市内遺跡一覧(3)〔その他の遺跡〕・・・5		

写 真 目 次

<谷地館跡>		写真27	T7東壁 堆積土層・・・18
写真1	1トレンチ全景・・・10	写真28	T8全景・・・18
写真2	1トレンチ南壁 堆積土層・・・10	写真29	T8東壁 堆積土層・・・18
写真3	2トレンチ全景・・・10	写真30	T9全景・・・19
写真4	2トレンチ西壁 堆積土層・・・10	写真31	T9東壁 堆積土層・・・19
<海蔵寺遺跡>		写真32	T10全景・・・19
写真5	1トレンチ全景・・・13	写真33	T10東壁 堆積土層・・・19
写真6	1トレンチ西壁 堆積土層・・・13	写真34	T11全景・・・19
写真7	2トレンチ全景・・・13	写真35	T11東壁 堆積土層・・・19
写真8	2トレンチ西壁 堆積土層・・・13	写真36	T12全景・・・19
写真9	3トレンチ全景・・・13	写真37	T12東壁 堆積土層・・・19
写真10	3トレンチ西壁 堆積土層・・・13	<旭ヶ丘遺跡>	
写真11	4トレンチ全景・・・13	写真38	1トレンチ全景・・・22
写真12	4トレンチ西壁 堆積土層・・・13	写真39	1トレンチ北壁 堆積土層・・・22
<星谷遺跡>		写真40	2トレンチ全景・・・22
写真13	出土遺物・・・16	写真41	2トレンチ北壁 堆積土層・・・22
写真14	T1全景・・・17	<津谷館跡>	
写真15	T1東壁 堆積土層・・・17	写真42	伐採後空撮・・・27
写真16	T2全景・・・17	写真43	伐採後空撮・・・27
写真17	T2東壁 堆積土層・・・17	写真44	伐採後空撮・・・27
写真18	T3全景・・・17	写真45	伐採状況・・・28
写真19	T3東壁 堆積土層・・・17	写真46	トレンチ1 調査風景・・・28
写真20	T4全景・・・17	写真47	トレンチ1 壁面検出状況・・・28
写真21	T4東壁 堆積土層・・・17	写真48	トレンチ1 壁面検出状況アップ・・・28
写真22	T5全景・・・18	写真49	トレンチ1から西を臨む・・・28
写真23	T5東壁 堆積土層・・・18	写真50	トレンチ1・2の調査位置・・・28
写真24	T6全景・・・18	写真51	トレンチ2 完掘状況・・・28
写真25	T6東壁 堆積土層・・・18	写真52	トレンチ2 堆積土層・・・28
写真26	T7全景・・・18		

第1章 地理的・歴史的環境

1. 地理的環境（第1図）

気仙沼市は宮城県の北東端に位置する。市域西部は南北に手長山・熊山・徳仙丈山・大神宮山・田東山等を擁する北上山系が連なり、東部は北上山系の支脈が太平洋に落ち込んで、海岸線はいわゆるリアス式海岸を形成している。古生代二疊紀から中生代にかけての粘板岩・石灰岩層によって、海岸では岩礁地帯が多く見られ、岩塊には化石を含んでいる。

青森県八戸市から宮城県石巻市の金華山まで、総延長600kmに達する太平洋沿岸部は三陸海岸と呼ばれており、北上山系の一部を包括して三陸復興国立公園に指定されている。

「三陸」の名は、元々は明治元年に発令された太政官布告によって設置された陸奥国・陸中国・陸前国の3国の総称であったが、現在はこの三陸海岸地域を指すことが多い。三陸海岸は、岩

手県宮古市を境に北部は陸地が大きく隆起し海岸段丘となっているが、南部では隆起よりも海水面の上昇による影響が大きく溺れ谷が発達し、入江と岬が鋸歯状に出入りして複雑に入り組んだリアス式海岸を形成する。気仙沼市域では、唐桑半島と大島の東側海岸が顕著なリアス式海岸であり、これに対し気仙沼湾の西縁となる沿岸部や大島の西側海岸はリアス式海岸に加えて海岸段丘面も存在し、岩手県沿岸地域に比べ標高が低くならかな丘陵が多い。市内遺跡の多くがこの丘陵上に立地している。

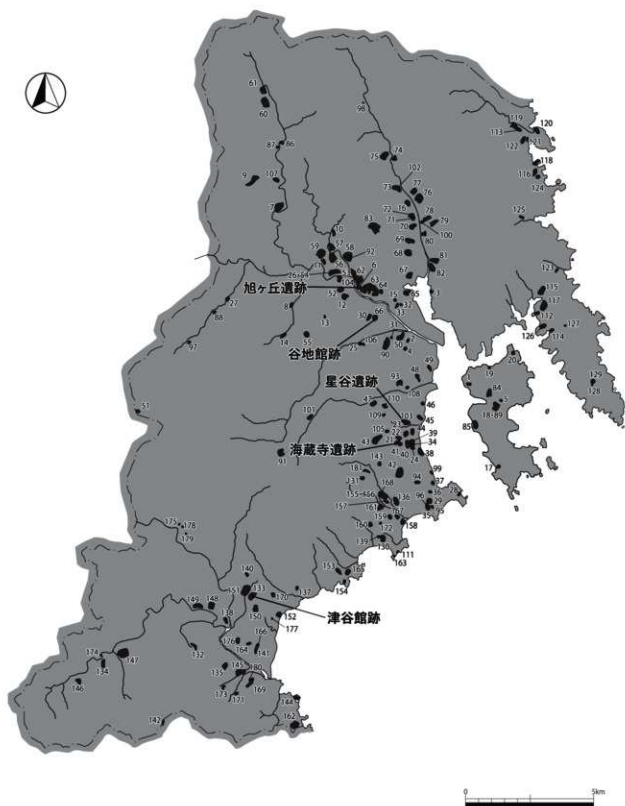


第1図 気仙沼市位置図

2. 歴史的環境（第2図、第1～3表）

本市における縄文時代遺跡の特徴として、貝塚が多いことがあげられる。気仙沼湾に面して立地する前期～中期の磯草貝塚、中期の土坑墓や竪穴住居跡が検出されている南最知貝塚、出土品のうち骨角器等731点が国重要文化財（考古資料）指定を受けた後期・晩期の田柄貝塚のほか、内の脇1号貝塚・内の脇2号貝塚・浦島貝塚・藤ヶ浜貝塚・古館貝塚・裏方貝塚・駒形貝塚・高谷貝塚・台の下貝塚など、縄文時代の貝塚は20遺跡登録されている。また、貝塚として登録された遺跡ではないものの、平成24～25年にかけて実施された波怒棄館遺跡の発掘調査では、包含層や貝層から大量の土器とともに魚骨や貝類などの動物遺存体も数多く出土している。特に前期末葉～中期初頭に比定される堆積層より出土したマクロ骨からは、獲得したマクロの種類や体長、獲得した季節までもが明らかとなり、さらには、刺突漁の方法や解体方法が分かるような痕跡を残した骨も出土している。当地域の縄文時代における漁労や食生活について、さまざまな知見が得られた注目すべき遺跡である。

当地域が「気仙沼」と呼ばれるようになったのは、延喜元（901）年成立の『日本三大実録』に「計仙麻（ケセマ）」という地名が見られるのが初出とされ、が、「気仙郡」の郡名は『続日本紀』弘仁2（811）年の条にあり、気仙沼の地名が使われ始めたのは9世紀前半まで遡る可能性がある。この時代の遺跡としては、本州最北端の横穴墓として知られる八瀬地区の塚沢A・



第2図 気仙沼市遺跡地図 (S=1/150,000)

(遺跡名を示した遺跡は本書掲載遺跡)

B 横穴墓群が8～9世紀頃の築造と考えられている。八瀬街道は沿岸地域から北上して岩手県内陸部の胆沢、江刺方面へと通じる道で、古代から盛んに利用されていたことが遺跡の存在から窺い知ることができる。

気仙沼地域は、平安時代末期には奥州藤原氏の支配下となって本良庄に組み込まれていたと推測されるが、文治5（1189）年の奥州合戦で源頼朝率いる鎌倉軍に奥州藤原氏が敗れると、頼朝は御家人熊谷直実を本良庄の地頭職に補任する。その後、直実の孫直宗の時に気仙沼へ下向し、月館村に所在する赤岩城へ居たとされており、これより当地は熊谷氏が代々治めることとなる。南北朝の動乱期には葛西氏の麾下へ入るが、以降も葛西氏の代官として熊谷氏が統治を続けた。

本市では令和7年11月現在、181カ所の遺跡が登録されており、うち城館跡として82遺跡が登録されている。熊谷氏の統治期間中に運用されていた記録・伝承が残るものも多く、市内における中世城館跡としては、熊谷氏の中心的居館であった赤岩城跡・月館城跡・中館跡・長崎城跡がよく知られている。本書では、令和5年度調査地点として市内田中に所在する谷地館跡、令和6年度調査地点として本吉町館岡に所在する津谷館跡を掲載した。

天正18（1590）年、豊臣秀吉の奥州仕置によって葛西氏が改易されると熊谷氏も没落し、当地は伊達氏の治下に入り、この後、江戸時代が終わるまで仙台藩の直轄地となった。伊達家の重臣鮎貝宗景が、寛文年間（1661～1673）に当地へ入封した際建築したという居館「煙雲館」の庭園は、仙台藩茶道頭の石州流二代目清水動閑による寛文年間の作とされ、平成29（2017）年国の名勝に指定された。

行政区画としての気仙沼市は、昭和28（1953）年に気仙沼町・鹿折町・松岩村が合併して市制施行されたことを始まりとし、昭和30（1955）年には新月村・階上村・大島村を編入した。市制施行から50年余を経た平成18（2006）年3月、唐桑町と合併して新製の気仙沼市となると、さらに平成21（2009）年9月に本吉町を編入し、現在に至っている。

<参考文献>

- ・森幸一郎・平木場秀男・西村力・古田和誠『気仙沼市文化財調査報告書第10集 気仙沼市震災復興関連遺跡発掘調査報告書Ⅰ 平成24年度東日本大震災復興交付金埋蔵文化財発掘調査事業に伴う個人住宅関連遺跡発掘調査』2017 気仙沼市教育委員会
- ・遊佐五郎・百々幸雄『宮城県気仙沼市文化財調査報告書第2集 南最知遺跡発掘調査概報』1980 気仙沼市教育委員会
- ・遊佐五郎『(8)南最知遺跡』宮城県文化財調査報告書第57集 宮城県文化財発掘調査略報(昭和53年度分)』1979 宮城県教育委員会
- ・平沢英二郎・藤沼邦彦・手塚均・阿部恵・相原淳一『宮城県文化財調査報告書第111集 田柄貝塚Ⅰ 遺構・土器編』1986 宮城県教育委員会・建設省東北地方建設局
- ・森千可子・豊村幸宏・古田和誠・佐久間光平・松崎哲也・山崎健・早田勉『気仙沼市文化財調査報告書第26集 波笠館遺跡 防災集団移転促進事業(大沢B地区)に伴う発掘調査報告書』2022 気仙沼市教育委員会
- ・気仙沼市史編さん委員会編『気仙沼市史Ⅱ 先史・古代・中世編』1988 気仙沼市

第1表 市内遺跡一覧(1)〔縄文時代の貝塚〕

番号	遺跡名	種別	時代	備考
1	磯立貝塚	貝塚	縄文前～晩	市史跡
2	松岩貝塚	貝塚	縄文後～晩	
3	淵島貝塚	集落・貝塚	縄文前～晩	市史跡
12	田嶋貝塚	貝塚	縄文(中～晩), 弥生(中)	管内部等7地点 国指定文化財指定
13	地貝塚	貝塚	縄文	
16	西中才貝塚	貝塚	縄文(後～晩)	
17	新形貝塚	貝塚	縄文(後～晩)	
18	数方貝塚 (旧名: 数方A貝塚)	貝塚	縄文(前・中・晩)	令和7年度名称 および範囲変更
29	杉の下貝塚	貝塚・集落	縄文・古代	
32	内の堀1号貝塚	貝塚	縄文(中・後)	市史跡
33	内の堀2号貝塚	貝塚	縄文(前)	市史跡

番号	遺跡名	種別	時代	備考
34	南最知貝塚	貝塚・集落	縄文(前・中), 古墳(後)	市史跡
93	高谷貝塚	貝塚	縄文	
112	藤ヶ浜貝塚	貝塚	縄文(前・中・晩), 弥生	市史跡
113	台の下貝塚	貝塚	縄文(中～晩), 弥生	
114	長浜貝塚	貝塚	縄文(前・後～晩)	〔独立遺跡〕
116	岩井沢貝塚	貝塚	縄文(晩)	
126	古館貝塚	貝塚	縄文(前～晩)	
141	卯名沢貝塚	貝塚	縄文(前～晩), 弥生	
165	飯沼貝塚	貝塚	縄文(後～晩)	市史跡

※ 18. 数方A貝塚は数方B遺跡を統合して範囲変更, 名称を数方貝塚に変更した。

第2表 市内遺跡一覧(2)〔中世城館跡〕

※ゴシック体表示は本書掲載遺跡

>

番号	遺跡名	種別	時代	備考
35	波路上西館跡	城館	中世	
36	波路上東館跡	城館	中世	
37	堀合館跡	城館	中世	(旧気仙沼)
38	森館跡	城館	中世	
39	末木館跡	城館	中世	
40	最知小館跡	城館	中世	
41	坂館跡	城館	中世	(旧気仙沼)
42	南最知城跡	城館	中世	
43	新崎西館跡	城館	中世	
44	新崎東館跡	城館	中世	
45	粗馬館跡	城館	中世	
46	八幡館跡	城館	中世	(旧気仙沼)
47	古館跡	城館	中世	
48	小屋敷城跡	城館	中世	
49	大館跡	城館	中世	
50	館森館跡	城館	中世	
51	土久戦場古館跡	城館	中世	
52	茂衣館跡	城館	中世	
53	八幡館跡	数布地・城館	縄文・中世	(旧気仙沼)
54	平館跡	城館	中世	
55	和野館跡	城館	中世	
56	中館跡	城館	中世	
57	月館城跡	城館	中世	
58	赤岩城跡	城館	中世	
59	府中館跡	城館	中世	(旧気仙沼)
60	中井館跡	城館	中世	
61	青鹿館跡	城館	中世	
62	新庄館跡	城館	中世	
63	長崎城跡	城館	中世	
64	気仙沼古館跡	城館	中世	
65	細浦城跡	城館	中世	
66	谷地館跡	城館	中世	
67	陣山館跡	城館	中世	
68	月来館跡	城館	中世	
69	西八幡前の館跡	城館	中世	
70	岩崎館跡	城館	中世	
71	松崎城跡	城館	中世	
72	小小沢館跡	城館	中世	
73	愛宕館跡	城館	中世	
74	白鳥城跡	城館	中世	
75	佐名館跡	城館	中世	

番号	遺跡名	種別	時代	備考
76	新堀寺前の館跡	城館	中世	
77	新堀寺裏の館跡	城館	中世	
78	浄念寺北館跡	城館	中世	
79	浄念寺南館跡	城館	中世	
80	東八幡館跡	城館	中世	
81	芝館城跡	城館	中世	
82	小坂館跡	城館	中世	
83	鍋越山館跡	城館	中世	
84	大島古館跡	城館	中世	
85	高谷館跡	城館	中世	
101	金取館跡	城館	中世	
115	寺倉城跡	城館	中世	
117	南館跡	城館	中世	
118	八幡館跡	城館	中世	(旧唐桑町)
120	出山館跡	城館	中世	
121	朝日館跡	城館	中世	
133	津谷館跡	城館	中世	
134	津野城跡	城館	中世	
135	宝蔵館跡	城館	中世	
136	堀合館跡	城館	中世	(旧本吉町)
144	前ノ森館跡	城館	中世	
145	小泉館跡	城館	中世	
146	石久館跡	城館	中世	
147	陣平館跡	数布地・城館	縄文・中世	
148	愛宕館跡	城館	中世	
149	八幡館跡	城館	中世	(旧本吉町)
150	田原館跡	城館	中世	
151	藤平館跡	城館	中世	
152	風越古館跡	城館	中世	
153	府中館跡	城館	中世	(旧本吉町)
154	平磯古館跡	城館	中世	
155	土久戦場館跡	城館	中世	
156	塚館跡	城館	中世	(旧本吉町)
157	藤平館跡	屋敷	中世	
158	風丘館跡	城館	中世	
159	栗館跡	屋敷	中世	
160	堀合館跡	屋敷	中世	
161	新館跡	城館	中世	
162	蔵内中館跡	城館	中世	
163	町中館跡	城館	中世	
181	道置館跡	城館	中世・近世	

第3表 市内遺跡一覧(3) [その他の遺跡]

※ゴシック体表示は本書掲載遺跡

番号	遺跡名	種別	時代	備考
4	老の松遺跡	集落	縄文(後)	
5	跡の沢遺跡	散布地	縄文(晩), 古代	市史跡
6	船ヶ丘遺跡	散布地	縄文(前)	
7	月立台遺跡	散布地	縄文(晩), 古代	
8	金成沢遺跡	散布地	縄文(後)	
9	関根遺跡	散布地	縄文	
10	内松川遺跡	散布地	縄文	
11	表松川遺跡	散布地	縄文	
14	金成沢南遺跡	散布地	縄文	
15	気仙沼中学校前遺跡	散布地	縄文	
19	堀島遺跡	散布地	縄文(晩)	
20	外沼遺跡	散布地	縄文	
21	海蔵寺遺跡	集落	古代	
22	海蔵寺北遺跡	集落	古代	
23	緑館遺跡	散布地・集落	縄文(中), 古代	
24	長磯高遺跡	集落	古代	
25	平旦遺跡	散布地	縄文	(旧気仙沼)
26	平沼遺跡	散布地	縄文(前～晩) 古代	
27	下二十一遺跡	散布地	縄文(中～晩)	
28	岩井崎遺跡	散布地	縄文	
30	九条遺跡	散布地	縄文, 弥生, 古代	
31	赤岩遺跡	散布地	縄文	
86	塚沢A地区横穴墓群	横穴墓群	奈良・平安	市史跡
87	塚沢B地区横穴墓群	横穴墓群	奈良・平安	市史跡
88	上二十一遺跡	散布地	縄文(後・晩)	
89	黒方貝遺跡	散布地	縄文(前・中)	令和7年度発掘調査
90	石見貝塚	貝塚	古代, 中世	
91	物見遺跡	散布地	縄文(後・晩)	
92	赤岩館経塚	経塚	近世	
94	内田遺跡	散布地	縄文	
95	杉の下の遺跡	散布地・集落	奈良・平安	
96	波路上西遺跡	散布地	縄文	
97	川上遺跡	散布地	縄文(晩)	
98	土蔵前板碑群	板碑群	中世	
99	長磯沢遺跡	散布地	縄文	
100	東中才遺跡	散布地	縄文	
102	田沢遺跡	散布地	縄文, 平安	
103	釜谷遺跡	集落	縄文(中), 古代	
104	内屋崎遺跡	散布地	縄文	
105	荒沢遺跡	散布地	縄文	
106	平旦宮跡	宮跡	近世, 近代	(旧気仙沼)

番号	遺跡名	種別	時代	備考
107	関根東遺跡	生年遺跡	近世	
108	高谷遺跡	散布地	縄文	
109	長平遺跡	散布地	縄文	
110	寺沢遺跡	散布地	古代, 近世	
111	店尻遺跡	散布地	縄文, 弥生, 平安	
119	右の下遺跡	集落	縄文, 弥生, 平安, 近世	
122	改築堂館遺跡	散布地	縄文	
123	石沼遺跡	塚	中世	
124	義経遺跡	散布地	縄文	
125	引越遺跡	散布地	縄文	
127	黒船番所跡	番所	近世	
128	崎浜遺跡	塚	中世	
129	大日遺跡	散布地	縄文	
130	三島古墳群	円墳	古墳(後)	
131	石川屋遺跡	散布地	縄文	
132	大子塚遺跡	散布地	縄文(後・晩)	
137	由安寺松下遺跡	散布地	縄文	
138	旭岡遺跡	散布地	縄文	
139	中学校付近遺跡	散布地	縄文, 古代	
140	坊ノ倉西側遺跡	散布地	縄文(中)	
142	田原山経塚群	経塚	平安	市史跡
143	葛瀬沢遺跡	散布地	縄文	
164	宇田田塚群	塚	中世	
166	卯弘沢古墳群	古墳	古墳	
167	野々下遺跡	散布地	縄文, 古代	
168	直広遺跡	散布地	縄文	
169	平旦遺跡	散布地・集落	縄文(前・後・晩), 弥生, 古代, 近世	(旧本吉町)
170	大野遺跡	散布地	縄文	
171	外尾遺跡	散布地	縄文, 古代	
172	寺谷古墳群	古墳	奈良	
173	蔵野遺跡	散布地	縄文	
174	町屋塚	塚	中世, 近世	
175	中川内塚	塚	中世, 近世	
176	岡の沢遺跡	散布地	縄文	
177	道外の供養碑	一字一石経	近世	
178	中川内B塚	塚	中世, 近世	
179	中川内C塚	塚	中世, 近世	
180	平旦宮跡	宮跡	近代初期	(旧本吉町)
182	猪の鼻塚	塚	近世	(旧本吉町) 令和7年度新規登録

※89, 黒方B遺跡は黒方A貝塚に統合されたため欠落。

第2章 令和5・6年度の調査

1. 概要

(1) 基本方針

周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業等を行う場合は、事前に発掘調査等を実施する必要がある。発掘調査にかかる費用は、原則として原因者負担で行うものであるが、試掘・確認調査や個人の専用住宅建築に伴う本発掘調査など、費用負担を求めることが適当ではない事業については、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金（以下、「国庫補助金」という。）の交付対象となる。気仙沼市では、開発事業に対する埋蔵文化財の円滑な推進を図るために、平成24年度より、国庫補助金の交付を受けて発掘調査を行ってきた。

本書は、令和5年度及び6年度に国庫補助金の交付を受けて実施した確認調査について、成果を報告するものである。なお、令和5年度・6年度ともに、国庫補助金を受けて実施した本発掘調査はない。

(2) 調査概要

気仙沼市における令和5年度の埋蔵文化財発掘調査は8件、令和6年度の埋蔵文化財発掘調査は9件であった。その全てが国庫補助金交付対象事業であり、5件（5遺跡）で国庫補助金の交付を受けて調査を行った（第4・5表）。星谷遺跡において遺構外から縄文土器を出土しているほかに、遺構・遺物が検出された調査地点はなかった。

2. 調査体制

令和5・6年度における埋蔵文化財調査体制は、以下のとおりである。（ゴシック体表示は、埋蔵文化財担当者）

調査担当：気仙沼市教育委員会 教育部生涯学習課文化振興係

令和5年度

教育長	小山 淳	
教育部長	三浦 永司	
生涯学習課長	千葉 正幸	
課長補佐兼文化振興係長	幡野 寛治	
技術主査	鈴木 志徳	
主事	吉城 美徳（会計年度任用職員）	斎藤 千歳（会計年度任用職員）
技師	森 千可子	

令和6年度

教育長	小山 淳	
教育部長	伊東 秋広	
生涯学習課長	千葉 正幸	
課長補佐兼文化振興係長	幡野 寛治	
技術主査	鈴木 志徳	森 千可子
主事	吉城 美徳（会計年度任用職員）	斎藤 千歳（会計年度任用職員）

第4表 令和5年度発掘調査一覧

※ゴシック体表示は本書掲載遺跡

No.	遺跡名	調査次	調査原因	所在地	対象面積 (㎡)	調査面積 (㎡)	調査期間	調査種別	検出遺構	出土遺物	備考
1	府中館跡	第1次	個人住宅	本吉町府中	381.38	4	令和5年4月20日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
2	館森館跡	第1次	その他 (変電所)	赤岩館森	3,091	21	令和5年6月8日 / 令和5年10月24日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
3	谷地館跡	第1次	個人住宅	田中	458.23	20	令和5年7月3日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
4	谷地館跡	第2次	個人住宅	田中	203	4	令和5年7月20日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
5	八幡館跡	第1次	個人住宅	川原崎	405	4	令和5年9月4日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
6	佐名館跡	第1次	その他 (間伐整備)	上西側	25,041	36	令和5年9月12日 / 令和5年12月1日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
7	石兎貝塚	第1次	建売住宅	赤岩石兎	296.02	4	令和5年11月13日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
8	館森館跡	第2次	個人住宅	赤岩館森	163.78	4	令和6年2月19日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし

第5表 令和6年度発掘調査一覧

※ゴシック体表示は本書掲載遺跡

No.	遺跡名	調査次	調査原因	所在地	対象面積 (㎡)	調査面積 (㎡)	調査期間	調査種別	検出遺構	出土遺物	備考
1	前浜貝塚	第1次	個人住宅	本吉町前浜	882.12	2	令和6年4月11日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
2	海蔵寺遺跡	第1次	ガス・電気・水道等	最知南最知	5,000	28	令和6年6月4日	確認調査	なし	なし	
3	星谷遺跡	第1次	その他 (地盤整備)	岩月星谷	2767	96	令和6年6月10日 / 令和6年6月11日	確認調査	なし	土器	
4	石兎貝塚	第1次	宅地造成	赤岩石兎	277.03	14	令和6年3月25日 / 令和6年6月13日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
5	旭ヶ丘遺跡	第1次	個人住宅	館山二丁目	236	3	令和6年6月24日	確認調査	なし	なし	
6	野々下遺跡	第1次	個人住宅	本吉町野々下	364.55	2	令和6年7月23日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
7	大日遺跡	第1次	道路	唐桑町神の倉	390	6	令和6年10月7日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし
8	津谷館跡	第1次	その他開発 (伐採工事)	本吉町津谷館岡	23,748	40	令和6年10月11日	確認調査	なし	なし	
9	館森館跡	第1次	個人住宅	赤岩館森	248.68	1.6	令和7年2月3日	確認調査	なし	なし	国庫補助金使用なし

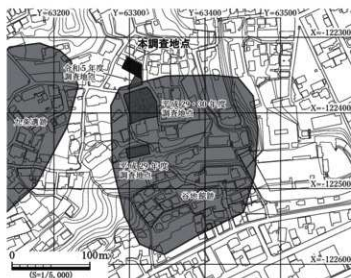
第3章 谷地館跡（第3・4図、写真1～4）

1. 遺跡の概要

谷地館跡は、市内西部にそびえる熊山（標高 654.6 m）から東へ延びる尾根の先端部、標高約 39 m の鞍部から標高約 5 m を調る南側斜面裾部までの範囲に立地している。

『熊太家系図』によると、「この館は、天文 22（1553）年春、長崎館三代直正が、長崎邑西岡に砦を築き二番目の弟直弘を館主とし、はじめ「谷地館」後に「弾館」と改めた」^{（註1）}とあるが、定かではない。

現況は住宅が建て込まれ城館跡の痕跡は見られないが、平成 29 年・30 年の発掘調査では造営年代不明の堀跡が検出されている。



第3図 調査地点位置図（S=1/5,000）

（註1）気仙沼市史編さん委員会編『気仙沼市史Ⅱ 先史・古代・中世編』P.666 1988 気仙沼市

2. 調査に至る経緯

令和 5 年 5 月 8 日、気仙沼市教育委員会（以下、「市教委」という。）へ、田中に所在する事業予定地に埋蔵文化財包蔵地に該当するか、事業主より照会があった。市教委は、当該地が「谷地館跡」に該当しており、宮城県教育委員会（以下、「県教委」という。）への協議書提出が必要であることを事業主へ伝えた。

これを受け、令和 5 年 5 月 25 日付けで「個人住宅新築計画と埋蔵文化財の関わりについて」の協議書が事業主から市教委に提出された。今回工事計画は建物基礎部分で深さ 0.43 m の掘削、浄化槽埋設部分で深さ 2.05 m の掘削を行うものであり、遺跡への影響が懸念されることから、確認調査を行う必要がある旨、市教委は意見を付して県教委に進達した。これに対し同年 6 月 16 日付けで県教委から、住宅部及び浄化槽設置部は確認調査を実施する必要があると

	事業主	気仙沼市教育委員会 生涯学習課	宮城県教育庁文化財課
事業計画と埋蔵文化財との関 わりの照会	令和 5 年 5 月 8 日	→ 協議書作成の指示	—
埋蔵文化財の関わりについて の協議書	(依頼) 令和 5 年 5 月 25 日	→ (進達) 令和 5 年 5 月 29 日 気教委生第 531 号	→ (回答) 令和 5 年 6 月 16 日 文第 594 号
埋蔵文化財発掘の届出 (93 条)	(依頼) 令和 5 年 6 月 20 日	→ (進達) 令和 5 年 6 月 22 日 気教委生第 736 号	→ (通知) 令和 5 年 7 月 4 日 文第 801 号
確認調査	—	→ 市を踏査 令和 5 年 7 月 3 日	—

の回答が発出され、文化財保護法第93条に基づく発掘届の提出を求められた（文第594号）。

つづいて事業主から令和5年6月20日付けで、文化財保護法第93条第1項の規定により、埋蔵文化財発掘の届出が提出された。これを受けて、同年7月4日付けで県教委から事業主へ、市教委と協議の上で工事着手前に発掘調査を実施するよう通知が発出され（文第801号）、事業主と市教委で確認調査に向けての調整を行った。

以上の経緯を経て、令和5年7月3日に確認調査を実施した。

3. 調査の概要と成果

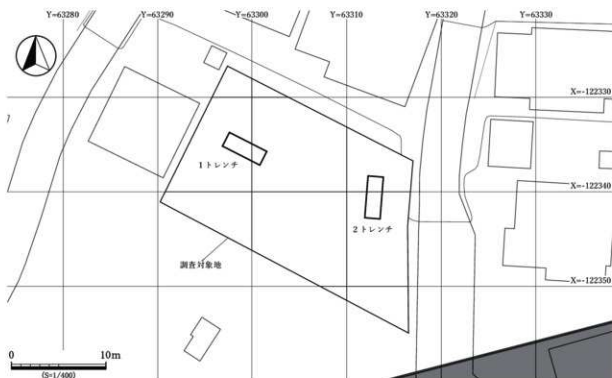
今回の調査地点は、谷地館跡の北に隣接して位置する、埋蔵文化財包蔵地の隣接地である。調査原因は、個人住宅新築工事である。本調査地点の南側では平成29年・30年度に実施された確認調査において、堀跡と思われる溝跡などを検出している。

調査区は、1.25m×4mのトレンチを2カ所設定した。調査面積は10㎡を測る。

調査の方法は、遺構確認面まで重機で掘削を行い、その後は人力によって精査・遺構確認や、土層断面の観察を行った。さらに、測量や写真撮影等の記録保存作業を行い、重機により埋め戻して調査を終了した。

調査の結果、1トレンチで20cm、2トレンチで35cmの厚さをもつ表土層を除去したところで、遺構確認面となる基盤層（10YR5/6黄褐色シルト）を確認した。いずれのトレンチにおいても表土は10YR4/6褐色シルトで、2トレンチでは表土層下に碎石層が確認されたことから現代の盛土層である。

本調査では遺構・遺物は発見されなかった。



第4図 調査区配置図 (S=1/400)

※グレーの塗りは谷地館跡範囲

4. まとめ

谷地館跡では、これまでに数地点で確認調査を実施しているが、平成 29・30 年度に実施された確認調査で発見された遺構群のほかに、他地点では遺構・遺物は確認されていない。文献史料における記載も数少なく史料上の明確な裏付けはないが、平成 29・30 年度調査で堀と思われる溝跡を確認していることから、当該地が伝承どおり谷地館であった可能性は高い。現地表面の状態からは往時の面影を感じることはできないが、今後調査事例が増加していくに従って、徐々にその姿が明らかになることを期待したい。

<参考文献>

- ・石川郁『気仙沼市文化財調査報告書第 15 集 気仙沼市内発掘調査報告書 3－国庫補助対象事業に伴う発掘調査報告書－（平成 29 年度）』2019 気仙沼市教育委員会
- ・青木昭和『気仙沼市文化財調査報告書第 17 集 気仙沼市震災復興関連遺跡発掘調査報告書 4 平成 27～30 年度東日本大震災復興交付金埋蔵文化財発掘調査事業に伴う公共事業・個人住宅等関連遺跡発掘調査』2020 気仙沼市教育委員会
- ・石川郁『気仙沼市文化財調査報告書第 19 集 気仙沼市内発掘調査報告書 4－国庫補助対象事業に伴う発掘調査報告書－（平成 30 年度）』2020 気仙沼市教育委員会



写真1 1トレンチ全景（東から）



写真2 1トレンチ南壁 堆積土層



写真3 2トレンチ全景（南から）

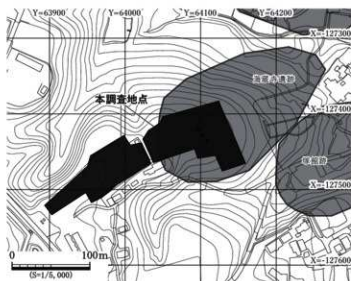


写真4 2トレンチ西壁 堆積土層

第4章 海蔵寺遺跡（第5・6図、写真5～12）

1. 遺跡の概要

本遺跡は、市域中央付近にそびえる岩倉山（標高293.3m）の東へ延びる支脈（現在気仙沼カントリークラブのある丘陵、標高120.1m）から、東へ緩やかに下っていく丘陵斜面に立地しており、遺跡範囲内における標高は約17～49mを測る。古代の集落遺跡として宮城県に遺跡登録されているが、これまで当該地において発掘調査が実施されたことはない。



第5図 調査地点位置図（S=1/5,000）

2. 調査に至る経緯

令和5年9月28日、気仙沼市教育委員会（以下、「市教委」という。）へ、最知南最知に所在する事業予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか、事業主より照会があった。市教委は、当該地が「海蔵寺遺跡」に該当しており、宮城県教育委員会（以下、「県教委」という。）への協議書提出が必要であることを事業主へ伝えた。

これを受け、令和5年12月12日付けで「系統用蓄電所開発計画と埋蔵文化財の関わりにについて」の協議書が、事業主から市教委に提出された。今回工事計画は敷地内樹木の伐採・伐根を行うほか、建物基礎部分で深さ1mの掘削、電線ケーブル埋設部分で深さ1.5mの掘削を行うものであり、遺跡への影響が懸念されることから、確認調査を行う必要がある旨、市教委は意見を付して県教委に進達した。これに対し令和6年1月19日付けで県教委から、確認調査を実施する必要があるとの回答が発出され、文化財保護法第93条に基づく発掘届の提出を求められた（文第2407号）。

つづいて事業主から令和6年1月26日付けで、文化財保護法第93条第1項の規定により、埋蔵文化財発掘の届出が提出された。これを受けて、同年2月13日付けで県教委から事業主へ、市教委と協議の上で工事着手前に発掘調査を実施するよう通知が発出され（文第2574号）、

	事業主	気仙沼市教育委員会 生涯学習課	宮城県教育庁文化財課
事業計画と埋蔵文化財との関 わりの照会	令和5年9月28日	協議書作成の指示 (進達)	——
埋蔵文化財の関わりについて の協議書	(依頼) 令和5年12月12日	令和5年12月20日 気教委生第1829号 市を研市 (進達)	(回答) 令和6年1月19日 文第2407号
埋蔵文化財発掘の届出 (93条)	(依頼) 令和6年1月26日	令和6年1月26日 気教委生第2040号 市を研市	(通知) 令和6年2月13日 文第2574号
確認調査	——	令和6年6月4日	——

事業主と市教委で確認調査に向けての調整を行った。

以上の経緯を経て、令和6年6月4日に確認調査を実施した。

3. 調査の概要と成果

今回の調査地点は、海蔵寺遺跡西半部の大部分を占める。調査原因は、系統用蓄電所開発工事である。

事業計画は海蔵寺遺跡包蔵地内から包蔵地外の西部一帯まで広範囲にわたるものであったが、調査区は包蔵地内に2×4mのトレンチを3カ所、2×2mのトレンチを1カ所、計4カ所設定した。調査面積は28㎡を測る。

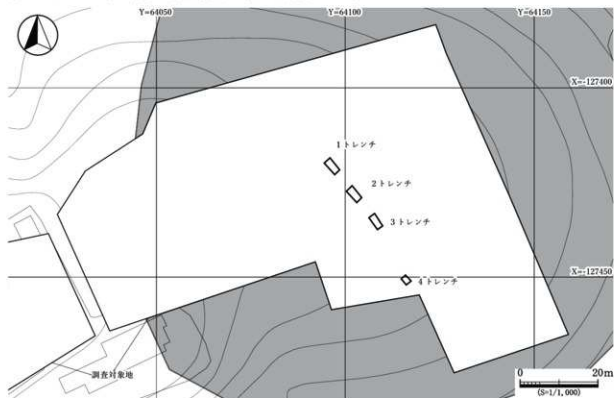
調査の方法は、遺構確認面まで重機で掘削を行い、その後は人力によって精査・遺構確認や、土層断面の観察を行った。さらに、測量や写真撮影等の記録保存作業を行い、重機により埋め戻して調査を終了した。

調査の結果、いずれのトレンチでも35～40cmの厚さをもつ表土層を除去したところで、遺構確認面となる基盤層（5YR6/8 橙色シルト）を確認した。表土はすべてのトレンチで10YR3/2 黒褐色シルトである。

本調査では遺構・遺物は発見されなかった。

4. まとめ

海蔵寺遺跡では、これまで調査が実施された地点は無く、今回の調査では遺構・遺物とも発見されなかった。今後の調査事例の増加に期待したい。



第6図 調査区配置図 (S=1/1,000)

※ グレーの塗りは海蔵寺遺跡範囲



写真5 1トレンチ全景（南から）



写真6 1トレンチ西壁 堆積土層



写真7 2トレンチ全景（南から）



写真8 2トレンチ西壁 堆積土層



写真9 3トレンチ全景（南から）



写真10 3トレンチ西壁 堆積土層



写真11 4トレンチ全景（北から）

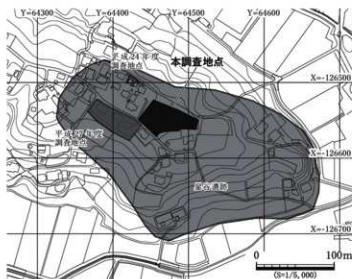


写真12 4トレンチ西壁 堆積土層

第5章 星谷遺跡（第7～9図、写真13～37）

1. 遺跡の概要

本遺跡は岩月星谷に所在し、岩倉山（293.3 m）から北東に向かって延びる標高約25 mの丘陵上に位置する。本遺跡においては、平成24年度に行われた個人住宅建築に伴う本発掘調査で竪穴建物跡等の遺構を検出し、縄文土器等の遺物が出土しているほか、平成26年度に行われた防災集団移転促進事業に伴う確認調査では、竪穴建物跡等の遺構を検出したほか、縄文土器・土師器等の遺物が出土している。



第7図 調査地点位置図（S=1/5,000）

2. 調査に至る経緯

令和4年12月19日、気仙沼市教育委員会（以下、「市教委」という。）へ、岩月星谷に所在する事業予定地に埋蔵文化財包蔵地に該当するか、事業主より照会があった。市教委は、当該地が「星谷遺跡」に該当しており、宮城県教育委員会（以下、「県教委」という。）への協議書提出が必要であることを事業主へ伝えた。

これを受け、令和5年11月29日付けで「地盤整備計画と埋蔵文化財の関わりについて」の協議書が事業主から市教委に提出された。今回工事計画は厚さ1.5 mの盛土工事を行う計画であり、掘削は及ばないものの、平成12年4月1日施行の『宮城県発掘調査基準』I-1-③^{（註1）}に照らし合わせて確認調査を行う必要がある旨、市教委は意見を付して県教委に進達した。これに対し令和6年1月12日付けで県教委から、確認調査を実施する必要があるとの回答が発出され、文化財保護法第93条に基づく発掘届の提出を求められた（文第2354号）。

（註1）「③恒久的な盛土整地：盛土等の厚さが2 m以上の場合は発掘調査の対象となる。ただし、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は、2 m以下でもその対象となる。」

	事業主	気仙沼市教育委員会 生涯学習課	宮城県教育庁文化財課
事業計画と埋蔵文化財との関 わりの照会	令和4年12月19日	協議書作成の指示	—
埋蔵文化財の関わりについて の協議書	（依頼） 令和5年11月29日	（進達） 令和5年12月6日 気教委生第1789号 市を經由	（回答） 令和6年1月12日 文第2354号
埋蔵文化財発掘届の届出 （93条）	（依頼） 令和6年2月7日	（進達） 令和6年2月15日 気教委生第2138号 市を經由	（通知） 令和6年2月27日 文第2642号
確認調査	—	令和6年6月10日 令和6年6月11日	—

つづいて事業主から令和6年2月7日付けで、文化財保護法第93条第1項の規定により、埋蔵文化財発掘の届出が提出された。これを受けて、同年2月27日付けで県教委から事業主へ、市教委と協議の上で工事着手前に発掘調査を実施するよう通知が発出され（文第2642号）、事業主と市教委で確認調査に向けての調整を行った。

以上の経緯を経て、令和6年6月10日から同11日にかけて確認調査を実施した。

3. 調査の概要と成果

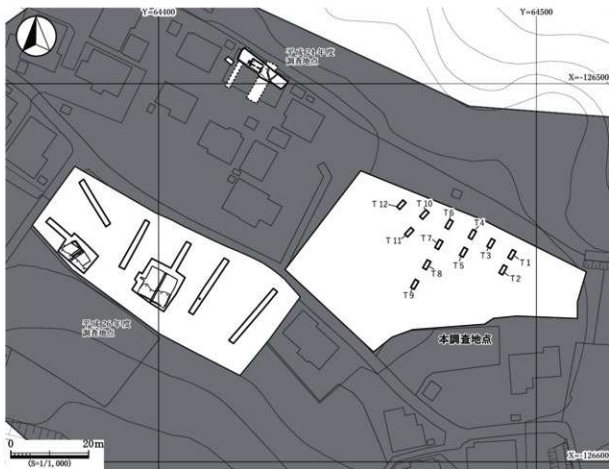
今回の調査地点は、星谷遺跡包蔵地内の中央やや北寄りに位置する。調査原因は、宅地造成に伴う地盤整備工事である。

調査区は、 2×4 mのトレンチを12カ所（T1～T12）設定した。調査面積は96㎡を測る。

調査の方法は、遺構確認面まで重機で掘削を行い、その後は人力によって精査・遺構確認や、土層断面の観察を行った。さらに、測量や写真撮影等の記録保存作業を行い、重機により埋め戻して調査を終了した。

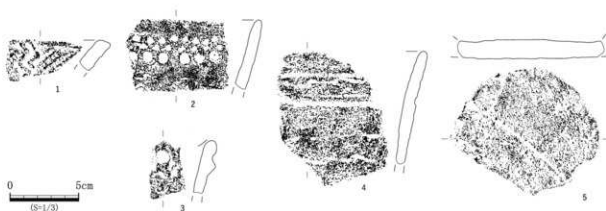
調査の結果、トレンチによりばらつきが認められるものの、およそ20～135cmの厚さを持つ堆積層を除去したところで、遺構確認面となる基盤層（7.5YR5/6 明褐色シルト）を確認した。

本調査では遺構は発見されなかったが、T1～6では縄文土器を出土している。9-1は細い粘土紐を鋸刃状に貼り付けたもので、大木5式の特徴をもつ。9-2は円形竹管による刺突文が



第8図 調査区配置図 (S=1/1,000)

※グレーの塗りは星谷遺跡範囲



出土遺物観察表

検出No.	出土位置	器種	特徴
9-1	T4	深鉢	口縁部、R1. 縄文、口唇部粘土結晶付、口唇部から縦方位で断片状降線文。
9-2	T4	深鉢	口縁部、口縁下に凹形竹管による刺突文が横位3列施文される。
9-3	T4	深鉢	口縁部、山形突起、縦位鎖状降線文。
9-4	T4	深鉢	口縁部、口縁下に横位沈線文2条。体部に葎瓦状燃糸文。
9-5	T5	深鉢	底部。

出土遺物点数

出土位置	点数	備考
表層	2	1点縄文、もう1点は土師器片か。
T1	3	全て縄文土器。
T2	6	全て縄文土器。
T3	1	全て縄文土器。
T4	40	全て縄文土器（うち4点図示）。
T5	9	全て縄文土器（うち1点図示）。
T6	2	全て縄文土器。

第9図 出土遺物 (S=1/3)

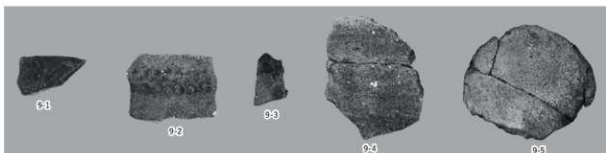


写真13 出土遺物

横位3列施されており、大木2b式と思われるもの。9-3は山形突起の口縁部で、縦位鎖状降線文をもつ。9-4は口縁下に半截竹管あるいは棒状工具による沈線文、体部には葎瓦状燃糸文が施文され、大木2a式と思われる。9-5は深鉢底部片。外底面に木葉痕などは認められない。今回出土遺物は小片あるいは文様不明瞭なものが多かったが、顕著に縄文中期以降に比定される特徴を有するものは見受けられず、出土した土器片は概ね縄文前期のものとして捉えている。

4. まとめ

星谷遺跡では、平成24年度及び平成26年度に実施された発掘調査で、竪穴建物跡等の遺構群を検出したほか、縄文土器・土師器等の遺物が出土している。今回の調査地点は平成24・26年度地点のすぐ東に位置しており、集落の広がりが確認されることが期待されたが、縄文土器が出土したのみで、遺構は検出されなかった。本調査地点までの間で集落が収束するのか、集落内の空閑地であるのか、周辺での調査事例の積み重ねによって明らかになることを期待したい。



写真 14 T 1 全景 (南から)



写真 15 T 1 東壁 堆積土層



写真 16 T 2 全景 (南から)

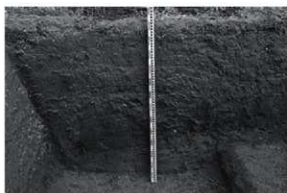


写真 17 T 2 東壁 堆積土層



写真 18 T 3 全景 (南から)



写真 19 T 3 東壁 堆積土層



写真 20 T 4 全景 (南から)



写真 21 T 4 東壁 堆積土層



写真 22 T 5 全景 (南から)

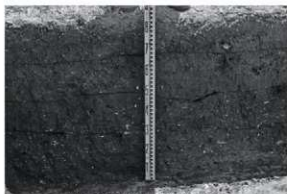


写真 23 T 5 東壁 堆積土層



写真 24 T 6 全景 (南から)



写真 25 T 6 東壁 堆積土層



写真 26 T 7 全景 (南から)



写真 27 T 7 東壁 堆積土層



写真 28 T 8 全景 (南から)



写真 29 T 8 東壁 堆積土層



写真 30 T 9 全景 (南から)



写真 31 T 9 東壁 堆積土層



写真 32 T10 全景 (南から)



写真 33 T10 東壁 堆積土層



写真 34 T11 全景 (南から)



写真 35 T11 東壁 堆積土層



写真 36 T12 全景 (南から)



写真 37 T12 東壁 堆積土層

第6章 旭ヶ丘遺跡（第10・11図，写真38～41）

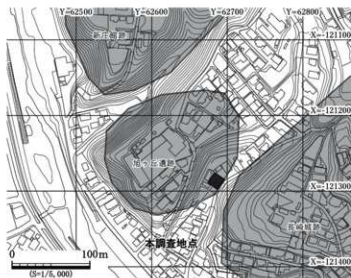
1. 遺跡の概要

本遺跡は東は長崎城跡、西を新庄館跡に挟まれた標高約39mの小丘陵に立地する。縄文時代の散布地として宮城県に遺跡登録されているが、これまで発掘調査が実施されたことはない。

2. 調査に至る経緯

令和6年2月28日、気仙沼市教育委員会（以下、「市教委」という。）へ、館山二丁目に所在する事業予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか、事業主より照会があった。市教委は、当該地が「旭ヶ丘遺跡」に該当しており、宮城県教育委員会（以下、「県教委」という。）への協議書提出が必要であることを事業主へ伝えた。

これを受け、令和6年3月13日付けで「個人住宅建築計画と埋蔵文化財の関わりについて」の協議書が事業主から市教委に提出された。住宅基礎及び給排水敷設部は掘削範囲が狭小で掘削深も浅いことから工事立会とし、掘削深の深い浄化槽埋設部については確認調査を行う必要がある旨、市教委は意見を付して県教委に進達した。これに対し同年4月12日付けで県教委から、浄化槽設置部は確認調査を実施する必要があるとの回答が発出され、文化財保護法第93条に基づく発掘届の提出を求められた（文第71号）。



第10図 調査地点位置図（S=1/5,000）

	事業主	気仙沼市教育委員会 生涯学習課	宮城県教育庁文化財課
事業計画と埋蔵文化財との関 わりの照会	令和6年2月28日	協議書作成の指示	—
埋蔵文化財の関わりについて の協議書	(依頼) 令和6年3月13日	(進達) 令和6年3月18日 気教委生第2330号 市を經由	(回答) 令和6年4月12日 文第71号
埋蔵文化財発掘の届出 (93条)	(依頼) 令和6年4月16日	(進達) 令和6年4月17日 気教委生第201号 市を經由	(通知) 令和6年5月7日 文第295号
打ち合わせ (住宅基礎工事の計画変更)	令和6年5月9日	—	住宅基礎工事部分について 改めて協議書提出を指示
埋蔵文化財の関わりについて の協議書	(依頼) 令和6年5月14日	(進達) 令和6年5月15日 気教委生第441号 市を經由	(回答) 令和6年5月24日 文第506号
埋蔵文化財発掘の届出 (93条)	(依頼) 令和6年5月27日	(進達) 令和6年5月28日 気教委生第541号 市を經由	(通知) 令和6年6月7日 文第634号
確認調査	—	令和6年6月24日	—

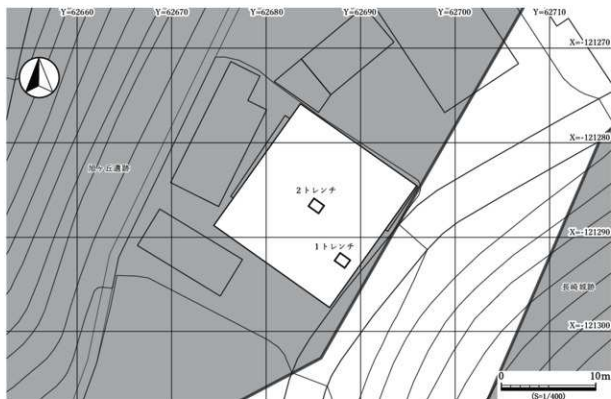
つづいて事業主から令和6年4月16日付けで、文化財保護法第93条第1項の規定により、埋蔵文化財発掘の届出が提出された。これを受けて、同年5月7日付けで県教委から事業主へ、市教委と協議の上で工事着手前に浄化槽設置部の発掘調査を実施するよう通知が発出された（文第295号）。

しかし、令和6年5月9日に事業主から市教委へ、住宅部分の基礎工事計画に変更があり、建物基礎下37カ所に1.8～4.5mの深さの柱状改良を行いたい、との申し出があった。このことについて県教委に諮ったところ、給排水敷設工事及び浄化槽埋設工事については計画に変更がないため、先の通知どおりの対応とし、計画変更のある住宅基礎工事についてのみ改めて協議書の提出が必要との回答を得た。

これを受け、令和6年5月14日付けで「個人住宅建築計画と埋蔵文化財の関わりについて」の協議書が改めて事業主から市教委に提出された。市教委は、本工事の遺跡へ与える影響が懸念されることから、確認調査を行う必要がある旨意見を付し、県教委に進達した。これに対し同年5月24日付けで県教委から、確認調査を実施する必要があるとの回答が発出され、文化財保護法第93条に基づく発掘届の提出を求められた（文第506号）。

つづいて事業主から令和6年5月27日付けで、文化財保護法第93条第1項の規定により、埋蔵文化財発掘の届出が提出された。これを受けて、同年6月7日付けで県教委から事業主へ、市教委と協議の上で工事着手前に発掘調査を実施するよう通知が発出され（文第634号）、事業主と市教委で確認調査に向けての調整を行った。

以上の経緯を経て、令和6年6月24日に確認調査を実施した。



第11図 調査区配置図(S=1/400)

※グレーの塗りは遺跡範囲

3. 調査の概要と成果

今回の調査地点は、旭ヶ丘遺跡包蔵地内の東端付近に位置する。調査原因は、個人住宅建築工事である。

調査区は、1.1 × 1.3 m のトレンチを2カ所設定した。調査面積は3 m²を測る。

調査の方法は、遺構確認面まで重機で掘削を行い、その後は人力によって精査・遺構確認や、土層断面の観察を行った。さらに、測量や写真撮影等の記録保存作業を行い、重機により埋め戻して調査を終了した。

調査の結果、15cmの厚さを持つ表土層の下層には、粘性・締まりともやや強い10YR4/6 褐色シルトが10～20cmの厚さで堆積しており、その下層で遺構確認面となる基盤層（10YR5/6 ないし 10YR5/8 黄褐色シルト）を確認した。

本調査では遺構・遺物は発見されなかった。

4. まとめ

旭ヶ丘遺跡ではこれまで発掘調査が行われたことはない。調査地は遺跡の立地する小丘陵から東に下った狭隘な谷地形である。本遺跡は縄文時代の散布地として遺跡登録されているが、すぐ東の丘陵が長崎城跡、西側の丘陵が新庄館跡と伝えられており、中世城館に挟まれた小丘陵という位置関係からは、中世遺構の存在も期待される。残念ながら今回は遺構・遺物とも発見されなかったが、今後本遺跡で調査を行う際には留意が必要であろう。



写真 38 1 トレンチ全景（西から）



写真 39 1 トレンチ北壁 堆積土層



写真 40 2 トレンチ全景（西から）

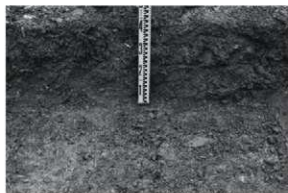
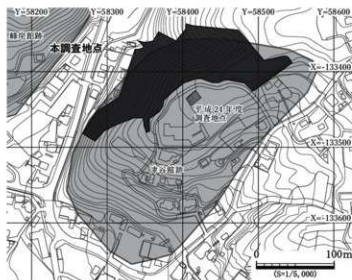


写真 41 2 トレンチ北壁 堆積土層

第7章 津谷館跡 (第12～14図, 写真42～52)

1. 遺跡の概要

津谷館は別称を獅子館といい、南東に隣接する峰仙寺には「葛西氏家臣薄衣内匠頭清村の二男である米倉玄蕃持村が、応安5(1372)年に津谷・平磯・岩尻の地を与えられ、津谷の獅子館に移住した」と伝わる。『仙台領古城書上』や『安永風土記』によると、城主は米倉左近将監持長とされている。また、『葛西盛衰記』では米倉右近行友の名も見られるほか、『仙台領古城書上』では、登米郡狼川原村畑澤城の城主米谷修理亮が本吉津谷の城主米谷左近将監の親族としている。さらには、葛西晴信家臣阿部太郎左衛門(最



第12図 調査地点位置図 (S=1/5,000)

知玄蕃)が米倉玄蕃を名乗って移り住んだとする伝承もある。このように城主については諸説あるのだが、この中でも『仙台領古城書上』は延宝年間(1673～1681)に仙台藩から幕府に報告された公文書であり、信頼性の高い史料である。また、『安永風土記』も安永年間(1772～1781)に仙台藩が村あるいは知行所単位で提出させた公文書であり、これらに記されている米倉持長は城主として確実視できる人物といえるだろう。そして持長は、峰仙寺の寺伝に記される米倉持村を初代として九代目に当たる人物でもあり、この米倉氏の系譜が城主として最も有力であろうと推測される。なお、持長の子持清は寛永4(1627)年に伊達家に仕出したとされている^(註1)ことから、天正18(1590)年の豊臣秀吉による奥州仕置で葛西氏が改易となったことに伴い、米倉氏も没落したものと推測される。

城跡は標高約66mの丘陵上に立地しており、現況の状態からは、忠霊塔の建つ頂部平坦地が主郭、一段下がった社会福祉法人気仙沼市社会福祉協議会本吉支所のある平坦面が副郭に見えるのだが、紫桃正隆氏の『仙台領内古城・館』^(註2)によると、主郭部は東西に長い楕円形で全長120mに及び、中央付近で平坦部を二分する堀跡が認められる、としており、これは社会福祉協議会本吉支所の平坦部も含めた長さとなる。現況では主郭部に堀跡を確認することもできないことから、あるいは紫桃氏の調査より以降に、主郭部西半部を切り落として土地の造成を行った可能性もあり得る。主郭部では、平成24年度に防災無線基地局設置工事に伴って実施された確認調査^(註3)において、小穴・土坑合わせて154基の遺構群が確認されている。城

(註1)『岩手県史 第2巻 中世篇上』1961 岩手県

(註2)紫桃正隆『仙台領内古城・館 第二巻』1973 宝文堂

(註3)石川郁・鈴木貴夫『気仙沼市文化財調査報告書第9集 気仙沼市内発掘調査報告書1～国庫補助対象事業に伴う発掘調査報告書(平成24・25年度)』2017 気仙沼市教育委員会

跡の北西から北東にかけての斜面には、部分的に3重にもなる横堀を構え、さらにこれに交差して、横堀沿いの侵入を防ぐ堅堀も2条掘り込まれている。また、南東から南西にかけての斜面側は、帯曲輪が階段状に連続し、南東部を堅堀で断ち切り曲輪の横移動を制限しているものの、全体的には梯郭式に近い形態を呈する城跡となっている。

2. 調査に至る経緯

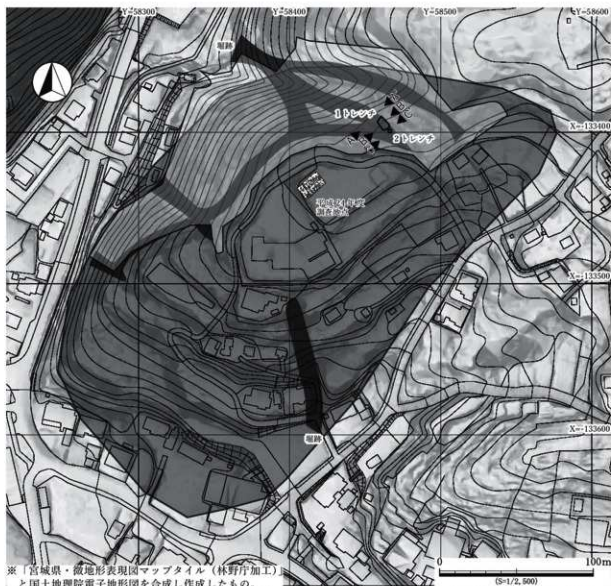
令和5年6月8日、気仙沼市教育委員会（以下、「市教委」という。）へ、本吉町津谷館岡に所在する事業予定地が埋蔵文化財包蔵地に該当するか、事業主より照会があった。市教委は、当該地が「津谷館跡」に該当しており、宮城県教育委員会（以下、「県教委」という。）への協議書提出が必要であることを事業主へ伝えた。

これを受け、令和5年11月7日付けで「山林伐採計画と埋蔵文化財の関わりについて」の協議書が事業主から市教委に提出された。今回伐採計画は、作業道上の立木伐根のほか、作業道造成のため最大1.2mの切土、最大1.9mの盛土を行うものであり、遺跡への影響が懸念されることから、確認調査を行う必要がある旨、市教委は意見を付して県教委に進達した。このことにより、令和6年3月8日付けで県教委から確認調査を実施する必要があるとの回答が发出され、文化財保護法第93条に基づく発掘届の提出を求められた（文第2723号）。

つづいて事業主から令和6年4月10日付けで、文化財保護法第93条第1項の規定により、埋蔵文化財発掘の届出が提出された。これを受けて、同年6月25日付けで県教委から事業主へ、市教委と協議の上で工事着手前に発掘調査を実施するよう通知が发出され（文第823号）、事業主と市教委で確認調査に向けての調整を行った。

なお、協議にあたっては宮城県教育庁文化財課の助言を受けながら進めており、確認調査においても同課職員2名の支援を市教委から派遣依頼し、令和6年10月11日付文第1810号に

	事業主	気仙沼市教育委員会 生涯学習課	宮城県教育庁文化財課
事業計画と埋蔵文化財との関 わりの照会	令和5年6月8日	協議書作成の指示	—
埋蔵文化財の関わりについて の協議書	(依頼) 令和5年11月7日	(進達) 令和5年11月14日 気教委生第1752号 市を經由	(回答) 令和6年3月8日 文第2723号
現地協議 (施工箇所の確認と調査方法の 確認)	令和6年2月8日		
打ち合わせ (手続きの流れと調査の進め方 の確認)	令和6年2月19日		
埋蔵文化財発掘の届出 (93条)	(依頼) 令和6年4月10日	(進達) 令和6年4月25日 気教委生第282号 市を經由	(通知) 令和6年6月25日 文第823号
打ち合わせ (書類手続きの進捗確認、調査 の進め方の確認)	令和6年9月19日		
埋蔵文化財発掘調査業務に係 る支援	—	(依頼) 令和6年10月6日 気教委生第1379号	(回答) 令和6年10月11日 文第1810号
確認調査	—	令和6年10月11日	
工事立会 (残材整理)	—	令和6年12月19日	—



第13図 調査区配置図 (S=1/2,500)

※グレーの塗りは津谷館跡範囲

より承諾された。

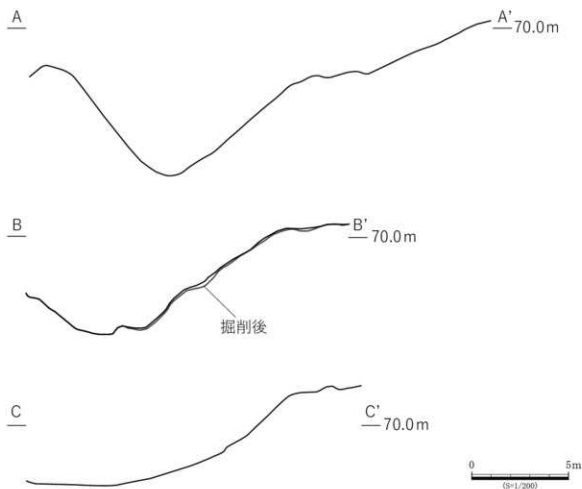
以上の経緯を経て、令和6年10月11日に確認調査を実施した。

3. 調査の概要と成果

今回の調査地点は、津谷館跡の北西から北東にかけての斜面一帯にあたる。調査原因は、山林伐採工事である。

堀跡の斜面部分に8×4.5m、堀底部分に2×2mの範囲で2カ所トレンチを設定した。調査面積は40㎡を測る。

調査の方法は、遺構確認面まで重機で掘削を行い、その後は人力によって精査・遺構確認や、土層断面の観察を行った。さらに、測量や写真撮影等の記録保存作業を行い、重機により埋め戻して調査を終了した。



第14図 堀跡断面図 (S=1/200)

※セクションポイントは第13図参照

調査の結果、トレンチ1では厚さ最大20cmほどの表土層（10YR3/2 黒褐色シルト）を除去したところで堀跡の掘り方を確認することができた。トレンチ2では表土から1.6mの深さまで掘削を行ったが基盤層土（10YR6/3 にぶい黄橙色シルト）の二次堆積層が厚く基盤層まで達せず、堀底を確認することは叶わなかった。また、遺物も出土しなかった。

4. まとめ

今回の調査は、津谷館跡の北西から北東にかけての丘陵斜面部分における調査であった。トレンチは、作業道造作によって堀跡が破壊されるおそれのある箇所に設定し、工事掘削予定深まで掘削し調査を行ったが、堀底まで達することはできなかった。とはいえ、これまで樹木によって見通しの利かなかった堀跡が山林伐採により一望できるようになったことで、城郭施設の遺存状態がきわめて良好であることを改めて確認できたのは、思いもかけぬ幸であった。

<参考文献>

- ・熊谷満「津谷館」『続・東北の名城を歩く 南東北編』2021 吉川弘文館
- ・藤沼邦彦「津谷館跡」『日本城郭大系 第3巻』1980 新人物往来社

写真 42
伐採後空撮 ▶
(南から)



写真 43
◀ 伐採後空撮
(北東から)

写真 44
伐採後空撮 ▶
(南東から)





写真 45 伐採状況



写真 46 トレンチ 1 調査風景 (南から)



写真 47 トレンチ 1 壁面検出状況 (南から)



写真 48 トレンチ 1 壁面検出状況アップ (南から)



写真 49 トレンチ 1 から西を臨む (東から)



写真 50 トレンチ 1・2 の調査位置 (西から)



写真 51 トレンチ 2 完掘状況 (南から)



写真 52 トレンチ 2 堆積土層 (南から)

報告書抄録

[illegible]



気仙沼市文化財調査報告書第 30 集

気仙沼市内発掘調査報告書 8

国庫補助対象事業に伴う発掘調査
(令和 5・6 年度)

発 行 日 2025 年 11 月 28 日

編集・発行 宮城県気仙沼市魚市場前 1 番 1 号
気仙沼市教育委員会

印 刷 宮城県登米市迫町森字平柳 258
川内印刷株式会社